

「保険料決定通知書」を送付します

後期高齢者医療制度の 保険料が決定

後期高齢者医療制度では、75歳以上の人と一定の障害がある
と認定された65歳以上の人が被保険者となり、被保険者全員が、
保険料を納めることになっています。

平成27年度分の保険料が決定し、7月中旬に「保険料決定通
知書」を送付します。

保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員が均
等に負担する「均等割額」と、
被保険者の所得に応じて負担す
る「所得割額」の合計額(限度
額57万円)で、千葉県後期高齢
者医療広域連合が決定します
(表1)。

保険料の納め方

納付方法は、資格取得の時期、
年金受給額などにより異なりま
す。送付される決定通知書で確
認してください。

●特別徴収(年金天引き)

年額18万円以上の年金受給者

(介護保険料と後期高齢者医療
保険料の合計額が年金額の2分
の1を超える場合は除く)が対
象です。年6回の年金定期払い
のときに差し引かれます。

ただし、次のような場合は一
定期間「普通徴収」となります。
○年度途中で75歳になった(65
歳以上で一定の障害があり認
定された)。

○年度途中で転入した。
○修正申告などにより、保険料
額の変更があった。
○年金差し止めなどにより年金
の支給が一時停止された。
※状況により、口座振替に変更
することもできます。

●普通徴収(納付書・口座振替)

年額18万円未満の年金受給者、
介護保険料と後期高齢者医療保
険料の合計額が年金額の2分の
1を超える人が対象です。納期
は7月から翌年2月までの年8

回、納期限は各月の末日(12月
は25日)で休日の場合は翌営業
日になります。

納付書は決定通知書と一緒に
送付します。市役所本庁または
各支所、金融機関、郵便局で納
めてください。

口座振替を希望する人は保険
証、預金通帳と届け出印を持参
し、納付書に記載の金融機関で
申し込んでください。

保険料の軽減措置

同一世帯内の被保険者や世帯
主の総所得金額の合計額が、表
2の基準を下回る場合「均等割
額」が軽減されます。

この制度に加入する前日まで、

健康保険組合などの被扶養者
だった人は所得割額が掛からず、
均等割額も9割軽減されます。

納めなかった場合は

特別な理由がなく保険料を納
めなかった場合は、保険証の有
効期限が短くなることがありま
す。さらに滞納が続く場合は、
財産の差し押さえなどを受ける
こともあります。

問い合わせ先

千葉県後期高齢者医療広域連
合資格保険料課
☎043・308・6768
市保険年金課高齢者医療年金班
☎62・5882

(表1)平成27年度の保険料＝均等割額＋所得割額
(1人当たり)

均等割額	38,700円
所得割率	7.43%
賦課限度額	570,000円

※所得割額＝(総所得金額など－33万円)×所得割率

(表2)均等割額の軽減基準

総所得金額が 次の金額以下の世帯	軽減 割合	軽減後 均等割額
33万円 うち世帯内の被保 険者全員が年金収入80万円 以下(そのほか各種所得がない)	9割	3,870円
33万円	8.5割	5,805円
33万円＋(26万円×世帯に属 する被保険者数)	5割	19,350円
33万円＋(47万円×世帯に属 する被保険者数)	2割	30,960円